

台湾編 目次

| | | |
|--|-----|----|
| 1 . 商標法関連法規 | ... | 27 |
| 1-1. 現行商標法および商標規則等 | ... | 27 |
| 1-2. 現行法規の改正予定の有無 | ... | 27 |
| 2 . 商標法と実務 | ... | 29 |
| 2-1. 定義 | ... | 29 |
| (1) 商品および役務の定義 | | |
| (2) 商品商標および役務商標の定義 | | |
| (3) 2001年11月のWIPO ニース協定改定作業部会で追加された商品・役務(一部) | | |
| (4) 「ガス管を通じてのガスの小売り」、「水道管を通じての水の小売り」 | | |
| (5) 「一般的な商品の小売り」(retail services of goods) | | |
| (6) 「ビル等の不動産」(real estate) | | |
| (7) 「通信回線(インターネット)を通じて販売されるコンピュータプログラム」 | | |
| (8) 商標の保護対象拡大 | | |
| 2-2. 商標制度の概要 | ... | 30 |
| (1) 実体審査(substantive examination) | | |
| (2) 先願主義か先使用主義か(first-to-file, or first-to-prior use system) | | |
| (3) 同意書制度(コンセント、consent) | | |
| (4) 権利不要求(ディスクレーマー、disclaimer)制度 | | |
| (5) 連合商標制度(associated trademarks) | | |
| (6) 団体商標制度(collective trademarks) | | |
| (7) 証明商標制度(certification trademarks) | | |
| (8) 保証商標制度(guarantee trademark) | | |
| (9) 一出願一商標制度 | | |
| (10) 出願公開制度 | | |
| (11) 異議申立制度 | | |
| (12) 公報の発行 | | |

| | | |
|--------------------------------|-----|----|
| (13)情報提供 | | |
| (14)周知著名商標の保護 | | |
| (15)その他の特徴的な制度・法規定 | | |
| 2-3. 出願手続 | ... | 33 |
| (1) 指定区分数の制限 | | |
| (2) 指定商品の包括的記載 | | |
| (3) 在外者による商標出願の言語 | | |
| (4) 在外者による出願の代理人指名 | | |
| (5) 優先権証明の書類提出時期 | | |
| (6) 公証・認証等の必要性 | | |
| (7) 出願料金体系 | | |
| (8) 出願手続における特徴的な事項 | | |
| 2-4. 実体審査 | ... | 34 |
| (1) 実体審査における拒絶理由 | | |
| (2) 商標見本に関する職権補正 | | |
| (3) 指定商品・役務に関する職権補正 | | |
| (4) 拒絶理由通知への対応 | | |
| (5) 拒絶理由通知に対する効果的な対応のポイント、ノウハウ | | |
| (6) 審査基準および審査マニュアル | | |
| (7) 審査要処理期間 | | |
| (8) 特徴的な審査手続 | | |
| (9) 審査処理促進のために行われている施策 | | |
| (10)その他、実体審査に関する特徴的な事項 | | |
| 2-5. 登録料金の体系 | ... | 37 |
| (1) 公告・登録時の料金 | | |
| (2) 更新時の料金 | | |
| 2-6. 異議申立制度 | ... | 37 |
| (1) 権利付与前異議か付与後異議か | | |
| 2-7. 審判制度 | ... | 37 |
| (1) 拒絶査定に対する不服申立制度 | | |
| (2) 不使用取消制度 | | |

| | | |
|-------------------------------|-----|----|
| (3) 商標登録無効審判制度 | | |
| (4) その他、特徴的な審判制度 | | |
| 2-8. 商標権の存続期間と更新 | ... | 38 |
| (1) 商標権の存続期間 | | |
| (2) 更新手続・期間等 | | |
| 2-9. 手数料 | ... | 39 |
| 2-10. 使用許諾制度 | ... | 39 |
| (1) 通常使用権、専用使用権 | | |
| (2) 使用許諾の設定登録 | | |
| (3) 商標権の存続期間を超えた使用許諾 | | |
| (4) 使用許諾に関する設定登録の法的効果 | | |
| (5) 使用許諾の設定登録手続 | | |
| (6) 再使用許諾 | | |
| 2-11. マドリッド協定議定書への加入予定 | ... | 40 |
| 2-12. オンライン商標出願 | ... | 40 |
| 2-13. 商標情報データベース | ... | 40 |
| 2-14. 今後注力する施策 | ... | 40 |
| 2-15. 日本特許庁に対する要望事項 | ... | 40 |
| 2-16. 台湾の商標実務に対する日本企業の要望事項・内容 | ... | 41 |

台湾

1. 商標法関連法規

1 - 1. 現行商標法および商標規則等

現在施行されている商標法関連法規は、次の通りである。

| | 名 称 | 施行年月日 |
|---|---------|------------|
| 1 | 商標法 | 1998年11月1日 |
| 2 | 商標法施行細則 | 1999年9月15日 |

1 - 2. 現行法規の改正予定の有無

改正案は2002年3月20日に立法院に上程されたが、当初予定の同年9月までに立法院を通過しなかった。いずれ成立するものと思われるが、2003年3月現在も状況は変わっていない。予定されている改正事項は下記の通りである。

1) 商標定義の拡大

国際調和の観点から、商標の定義が、商品標章および役務標章を含むものとなる。

2) 使用意思表示の削除および優先権記載方式の緩和

3) 音響・立体商標制度の導入

現行法では、商標とは「文字、図形、記号、色彩の組合せあるいはこれらの結合であって」と定義し、平面的なものに限定されているが、国際的には音響・立体商標も商標法による登録制度をもって保護することが趨勢となっていることから、改正法において音響・立体商標制度が導入される。

4) 商標使用定義の修正

商標の使用は、電子情報化およびインターネットの発達、普及により、現行法の規定する商標使用の定義では十分にカバーすることができないため、これらに対応した定義に修正する。

5) 不登録事由の統合・増訂

現行法においては商標の不登録事由が各条項に分散されている。それらを統合するため、改正法では一つの条文にまとめられる。

6) 著名商標の保護強化

著名商標について出所表示機能の希釈化および名声毀損を防ぐため、直接商標法

上の措置を採ることができるようにする。

7) 一出願多区分制度の採用

商標法条約および国際調和の観点から、指定商品・役務が1つの区分に属するか2以上の区分に属するかにかかわらず一出願で行うことができる。

8) 連合・防護商標制度の廃止

ストック商標の過剰、不使用商標の増大、審査処理の遅延等といった弊害を減少させるため、また諸外国の商標法における連合商標制度の廃止という現状に鑑み、連合・防護商標制度を廃止する。

9) 分割制度の導入

一出願多区分制度の採用に伴って、出願・登録商標の分割を認めることとする。

10) 審査官記名制度の採用

審査公告、拒絶査定を下した時、審査官名を記入することとする。

11) 異議申立期間の短縮

出願人に商標権を早期に取得させるため、付与後異議申立制度とし、異議申立期間を従来の3月から2月と短縮する。

12) 登録料金の分割納付

短ライフサイクル商品に係る商標や不使用商標の整理を促すため、登録料の分割納付制度（分納制度）を導入する。

13) 更新出願において使用証明の審査を廃止

更新時における登録商標の使用チェックを廃止し、「更新登録申請」により商標権の存続期間の更新を認めることとする。

14) 移転登録の影響を受けない使用許諾登記の存続

使用権者の権利保護の観点から、使用権の設定登録をすれば、権利の移転登録がなされても当該使用権が影響を受けないようにする。

15) 無効申請の利害関係人制限の排除

無効申請には利害関係人の制限がなく、いかなる者も無効申請を提起することができる。

16) 原産地表示保護の追加

17) 団体標章から団体商標への修正と明確化

現行法の団体標章から団体商標に変更する。団体商標とは、団体がその構成員に

使用させる商標であり、商品または役務の出所が当該団体の構成員に係るものであることを明らかにするものである。

- 18) 商標侵害態様の明文化
- 19) 商標侵害物品の通関にかかわる管制対策の明文化
- 20) 標章の不当使用態様の明文化

2. 商標法と実務

2 - 1. 定義

(1) 商品および役務の定義

商標法関連法規には、商品および役務についての定義規定はない。

(2) 商品商標および役務商標の定義

商標法関連法規には、商品商標および役務商標についての定義規定はない。

(3) 2001年11月のWIPO ニース協定改定作業部会で追加された商品・役務(一部)

ニース協定改定作業部会で追加された electrical energy(電気エネルギー)、energy generated by nuclear fusion(核融合により生成されたエネルギー)、presentation of goods on communication media, for retail purposes(情報媒体を利用した小売りのための商品展示)について、現在の審査実務ではこのような商品・役務の表現は認められない。しかしながら、 および との関連では第9類の「電力の伝送・電力の転換・電力の調節用の機械機器」、 は第35類の「他人の商品の販売促進」という商品または役務なら受理されるとの見解であった。

(4) 「ガス管を通じてのガスの小売り」、「水道管を通じての水の小売り」

ガスの小売りおよび水の小売りは、役務(第39類)に含まれるであろうとの見解であった。

(5) 「一般的な商品の小売り」(retail services of goods)

商品の小売りは、役務(第35類)に含まれるとの見解であった。

(6) 「ビル等の不動産」(real estate)

不動産は、役務(第36類)に含まれるとの見解であった。

(7) 「通信回線(インターネット)を通じて販売されるコンピュータープログラム」

商品(第9類)に含まれるとの見解であった。

(8) 商標の保護対象拡大

現在、「色の組合せ」は商標保護の対象となっている。「単色」は保護の対象にならないが、単色でも形状が加われば保護される可能性がある。

2 - 2 . 商標制度の概要

(1) 実体審査(substantive examination)

識別力の有無、先行商標との類似性について実体的審査が行われている。商標の使用の有無については通常、審査の対象としていない。

(2) 先願主義か先使用主義か(first-to-file, or first-to-prior use system)

先願主義を採用している。

(3) 同意書制度(コンセント、consent)

同意書制度は採用していない。しかしながらケースによっては同意書の提出で審査官に非類似という心証を形成させる可能性はある。しかし、少なくとも審査官は同意書を参酌する義務を有しない。

(4) 権利不要求制度(ディスクレーマー、disclaimer)

権利不要求制度を採用している(商標法施行細則第 28 条)。商標見本中に説明性を含み、あるいは特別顕著性を有しない文字あるいは図形を含むもので、もし当該部分を削除すれば、商標見本がその完全性を失うときには、出願人の意思または審査官の職権により当該部分は専用権の範囲には入らない旨を声明し、同商標見本をもって登録が認められることになる。

(5) 連合商標制度(associated trademarks)

連合商標制度を採用している(商標法第 22 条)。同一人が、同一の商標を類似商品に指定して使用するとき、または類似の商標を同一商品又は類似商品に指定して使用するときは、連合商標として登録出願しなければならない。連合商標は基本商標が存在し、基本商標に付属して存在することとなり、基本商標を有効に維持していなければ、連合商標も存続できない。即ち基本商標が無効、失効、消滅となれば、その連合商標もそれに伴って無効、失効、消滅することになる。また連合商標の存続期間は基本商標と一致して同時に満了することになる。

(6) 団体商標制度(collective trademarks)

団体標章制度を採用している(商標法第 74 条)。組合、協会若しくはその他の団体が

その組織あるいは会員籍を表示するために標章を専用しようとするときは、団体標章の登録出願をしなければならない。

(7) 証明商標制度(certification trademarks)

証明標章制度を採用している(商標法第 73 条)。証明標章または団体標章の専用権は移転し、または他人に使用を許諾し、または質権の目的とすることができない。

ただし、その移転または他人への使用許諾が、消費者の利益に損害を与えず、また公平競争に違反する虞がないときには、商標主務官庁(知的財産局)の許可を受ければ、この限りでない(商標法第 75 条)。

(8) 保証商標制度(guarantee trademarks)

保証商標制度は採用していない。

(9) 一出願一商標制度

一出願一商標制度を採用している。これについて商標法上の規定はなく、運用によりこのような取扱いをしている。運用では1つの出願で1つの商標を提出でき、1つの商品分類を指定できる。

(10) 出願公開制度

商標出願を登録前に公開する、いわゆる出願公開制度は採用されていない。

(11) 異議申立制度

権利付与前異議申立制度を採用している(商標法第 41 条)。公告は出願から約 10～12 月後になされている。

(12) 公報の発行

紙媒体による公告公報と登録公報を発行している。

(13) 情報提供

公告される前の未審査の商標出願について拒絶理由を発見した場合に、第三者が特許庁へ情報提供を行うことができるという制度は採用していない。ただし、審査官に非公式に情報を提供できないということではない。

(14) 周知著名商標の保護

(a) 登録の排除

周知・著名な商標と認定されれば、その商品・役務と非類似の商品・役務であっても、当該商標と同一または類似する商標の登録を排除することが可能である。根拠条文は商標法第 37 条第 7 号である。同条は、「他人の著名商標または標章と同一または

類似のものであって、公衆に混同を起させる虞のあるものは登録を受けることができない。ただし、出願人が商標若しくは標章の所有者または使用許諾をする者の同意を得て登録出願するときはこの限りではない。」旨を規定している。

(b) 使用の禁止

周知・著名な商標と認定されれば、その商品・役務と非類似の商品・役務であっても、当該商標と同一または類似する商標の使用を禁止できる可能性はある。この使用の禁止については商標法に規定はない。しかし公平取引法(2002年2月6日施行)第20条は、消費者に通常認識されている他人の商標や役務等を示す表示と同一若しくは類似のものを使用し他人の商品や役務等と混同を起こさせる行為や、商標登録を受けていない外国の著名商標と同一若しくは類似の商標を同一の商品若しくは同類の商品に使用する行為等を禁止する旨規定している。したがってこの規定に基づき使用禁止を主張できる可能性がある。

(c) 外国で周知・著名な商標の保護

台湾は、台湾以外の一国あるいは複数国で周知・著名であっても台湾では周知・著名でない商標については保護していない。しかし商標法第37条第14号は、商標に関し、他人が先に同一商品または類似商品に使用する商標と同一または類似のものであって、出願人が当該他人との間に契約、地縁、業務上の取引またはその他の関係を有することにより、他人の商標の存在を知るに至ったときは商標登録を受けることができない旨規定している。したがってこの規定に合致する場合には、商標出願を拒絶することが可能である。周知・著名商標の認定基準は次第に緩和されてきているように思われるとの見解であった。

(d) 周知・著名商標の認定基準

著名商標等の認定基準については、「著名商標又はサービスマークの認定要点」がある。

(e) 周知・著名商標の収集整備状況

国内および外国の周知・著名商標については、収集整備しておらず、将来も整備の予定はないとのことであった。

(15) その他の特徴的な制度・法規定

特になし。

2 - 3 . 出願手続

(1) 指定区分数の制限

一出願一区分制度を採用している。

(2) 指定商品の包括的記載

第9類において、「computers(電子計算機)」という記載は認められるが、「machines(機械器具)」、「applied electric machines and apparatus(電子応用機械器具)」、「parts of computers(電子計算機の部品)」という記載はいずれも認められない。

包括的な表現も一部認められている。例えば、工業化学品(第1類)、西洋薬剤、漢方薬(第5類)、コンピュータソフト(第9類)、通信器具(第9類)、医療機器および器具(第10類)、広告印刷物(第16類)、家具(第20類)という表現は認められる。しかし文房具(第16類)、測定機械器具(第9類)、電子応用機械器具(第9類)、食器(第21類)というような包括的表現は認められない。

上記包括的表現の他にも表示方法の制限はある。区分(商品)によっては、「部品」という表現が認められている。例えば「自動車およびその部品」、「時計およびその部品」、「カメラおよびその部品」等の表現は認められている。しかし「コンピューターおよびその周辺設備」という表現は認められておらず、周辺設備については明確に列挙する必要がある。

指定商品・役務の表示方法に関して基準はない。

(3) 在外者による商標出願の言語

中国語のみである。

(4) 在外者による出願の代理人指名

在外者が台湾に出願する場合には、台湾の代理人を指名する必要がある。

在外者が指名する代理人の要件は、台湾国内に住所または営業所を有する者、主務官庁(知的財産局)に代理人の登録をしている者である。

この代理人の要件は国内の出願人が指名する代理人の要件と同じである。

(5) 優先権証明の書類提出時期

優先権証明書類の提出は、出願日から3月以内に提出しなければならない(商標法第4条第2項)。出願の際には、優先権主張(出願国、出願番号等)を明記する必要がある(同項)。

(6) 公証・認証等の必要性

委任状や譲渡証を当局へ提出するにあたり、公証・認証は必要とされていない。

(7) 出願料金体系

一出願一区分制度をとっており、指定商品の数により出願料金が加算される。すなわち指定商品が 20 品目以内なら 4,000 新台幣ドル*、21～60 品目なら 6,000 新台幣ドル、61 品目以上なら 10,000 新台幣ドルの出願料金を納付する。ただし、指定役務については数の限定がなく、均一の出願料金 4,000 新台幣ドルを納付する。

* 1 新台幣ドル = 約 3.4 円。2003 年 3 月現在。

(8) 出願手続における特徴的な事項

現行の商標法(第 2 条)によれば出願商標の使用意思を表示しなければならないため、新規出願の際に、出願人は出願しようとする商標を指定商品に使用する意思がある旨の宣誓書等の書類を提出しなければならない。

2 - 4 . 実体審査

(1) 実体審査における拒絶理由

拒絶理由は以下の、第 5 条、36 条、37 条に記載されている。

「第 5 条(商標の構成要件)

1. 商標に使用される文字、図形、記号、色彩の結合またはこれらの結合は、一般の購入者に商品を表示する標識として認識させるに足り、かつそれによって他人の商品と識別ができるものでなければならない。
2. 前記規定に該当しない標識であって、出願人が使用していて、かつ取引において既に出願人の業務に係る商品を識別する標識となったものは、前項規定に該当する(識別性を有する)ものとみなす。」

「第 36 条(先願権)

二人以上の者が同一商品または類似商品について同一または類似の商標の登録出願を別々にしたときは、最先の出願者に登録を許可しなければならない。同日に出願していずれが前後かを判断することができないときは、各出願人が協議のうえ商標権を一人に専属させる。協議が成立できないときは、抽選の方法で決定するものとする。」

「第 37 条第 1 項(商標登録を受けることができない商標)

次に掲げる各号の一に該当する商標は、登録を受けることができない。

1. 中華民国の国旗、国の紋章、国璽、軍旗、軍の徽章、印章、勲章または外国の国旗と同一または類似するもの。
2. 国父（孫文）または国家元首の肖像または氏名と同一であるもの。
3. 赤十字章またはその他の国内若しくは国際的著名組織の名称、記章、徽章、標章と同一または類似のもの。
4. 工業基準標記（JIS 規格に相当）またはその他国内外において同じ性質の認証標記と同一または類似のもの。
5. 公共の秩序または善良な風俗を害するもの。
6. 商品の性質、品質、または産地について公衆に誤認、誤信させる虞があるもの。
7. 他人の著名商標または標章と同一または類似のものであって、公衆に混同を生じさせる虞があるもの。ただし、出願人は商標若しくは標章の所有者または使用許諾をする者の同意を得て登録出願するときはこの限りでない。
8. 同一の商品について習慣上通用している標章と同一または類似のもの。
9. 中華民国政府機関若しくは展示的性質を有する集会の標章またはそれらによって授与される表彰状と同一または類似するもの。
10. 文字、図形、記号、色彩の組合せまたはこれらの結合が登録出願の商標を使用する商品の形状、品質、効能、通用の名称またはその他の説明を表示するもの。ただし、第 5 条第 2 項(使用による識別性)の規定に該当するものであって、通用の名称でないときはこの限りでない。
11. 他人の肖像、法人およびその他の団体若しくは全国著名の商号名称若しくは氏名、芸名、筆名、別名を含むものであり、その承諾を得ていないもの。ただし、商号または法人の営業範囲内に係る商品が登録を出願する商標の指定商品と同一または類似でないときはこの限りでない。
12. 他人の同一商品または類似商品の登録商標と同一または類似のもの。
13. 他人の登録商標を自己の商標の一部として同一商品または類似商品に使用するもの。

14. 他人が先に同一商品または類似商品に使用する商標と同一または類似のものであって、出願人が当該他人との間に契約、地縁、業務上の取引またはその他の関係を有することにより、他人の商標の存在を知り得たとき。ただし、当該他人の同意を得たときはこの限りでない。」

(2) 商標見本に関する職権補正

審査官は、商標見本について職権で補正することはない。

(3) 指定商品・役務に関する職権補正

出願人に補正指令を送付したが、出願人はその補正指令を放置し補正書を提出しない場合に、審査官は指定商品・役務について職権で補正することができ、審査官は別の区分に属すべき商品・役務を削除したり、あるいは適切な商品・役務に訂正することが可能である。

(4) 拒絶理由通知への対応

拒絶理由通知に対し、通常 30 日以内に補正書、意見書を提出することができる。この期間は在外者も国内出願人と同じである。この期間は 30 日の延長(一回)が可能であり、延長しても費用はかからない。補正内容としては、指定商品・役務名の訂正、削除、商標見本の変更、権利不要求の補正を行うことができる。

(5) 拒絶理由通知に対する効果的な対応のポイント、ノウハウ

上述の如く補正書、意見書を提出する他に、引例商標に対する無効審判の請求、不使用取消審判の請求、引例商標の移転譲渡あるいは自発的取下げに係る交渉を考えることができる。

(6) 審査基準および審査マニュアル

審査基準は紙媒体にて一般に公表されている。この審査基準は中国語でのみ記載されている。

(7) 審査要処理期間

現在の台湾の審査において、出願から最初の実体審査の結果が送付されるまでの期間は、ケース(区分別の進捗)により異なるが、通常 4~6 月を要している。また最終審査結果までの期間は約 10 月とのことである。いずれについても審査の目標期間は設定していないとのことであった。

(8) 特徴的な審査手続

審査官に電話で問い合わせをしたり、審査官に FAX を送信して連絡をとることができる。

台湾には、日本の早期審査制度に該当するシステムはない。

- (9) 審査処理促進のために行われている施策
特別な施策はとっていない。
- (10) その他、実体審査に関する特徴的な事項
特になし。

2 - 5 . 登録料金の体系

(1) 公告・登録時の料金

出願料に含まれているため、公告・登録の際に、別途、手数料を納付する必要がない。したがって加算料金もない。出願料金については、前述の2 - 3 . (7)を参照方。

(2) 更新時の料金

商標権の存続期間の更新登録申請は、期間満了前後6月以内になされなければならない(商標法第25条)。期間満了前の申請では4,000 新台湾ドル*、期間満了後の申請では8,000 新台湾ドルを納付する。これらの料金は、指定商品・役務の数によって左右されない。

* 1 新台湾ドル = 約 3.4 円。2003 年 3 月現在。

2 - 6 . 異議申立制度

(1) 権利付与前異議か付与後異議か

付与前異議申立制度を採用しており、知的財産局が取り扱っている。異議申立期間は公告日から3月である(商標法第41条)。異議の決定に不服のある場合には、30日以内に訴願を提起することができる(商標法第50条)。

2 - 7 . 審判制度

(1) 拒絶査定に対する不服申立制度

拒絶査定に対する不服申立ては、知的財産局の上級官庁である「経済部」の「訴願審議委員会」に対して行うことができる。訴願審議委員会への不服申立ては拒絶査定が送達されてから30日以内である(商標法第44条)。訴願審議委員会の決定に不服であれば、さらに台北高等行政裁判所に出訴することができる。台北高等行政裁判所へ

の出訴は訴願審議委員会の決定が送達されてから2月以内である。

(2) 不使用取消制度

不使用取消請求は、主務官庁(知的財産局)に対して行なうことができる(商標法第31条)。取消しの対象となる不使用期間は3年である(同条)。ある登録商標の商標権全体のみならず、指定商品・役務ごとに取消しを請求することができる。

商標の不使用状態が正当な理由により生じている場合、例えば、輸入禁止、天災等の不可抗力により営業することができなくなった場合等では、不使用取消しを免れることができる。

主務官庁(知的財産局)の決定に不服であれば、訴願審議委員会へ不服申立てを行なうことができる(商標法第32条)。訴願審議委員会への不服申立ては取消処分が送達されてから30日以内である(同条)。訴願審議委員会の決定に不服であれば裁判所に不服申立てを行なうことができる。

商標登録権者が提出した使用証拠については、第三者の閲覧が可能である。

(3) 商標登録無効審判制度

無効審判の請求は、主務官庁(知的財産局)に対して行なうことができる(商標法第52条)。無効審判の審決に不服であれば、訴願審議委員会へ不服を申し立てることができる(商標法第58条)。訴願審議委員会の決定に不服であれば、さらに裁判所へ不服を申し立てることができる。訴願審議委員会への不服申立ては、無効審判の審決が送達されてから30日以内(商標法第58条)、裁判所への不服申立ては、訴願審議委員会の決定書が送達されてから2月以内に申し立てることができる。

(4) その他、特徴的な審判制度

特になし。

2 - 8 . 商標権の存続期間と更新

(1) 商標権の存続期間

商標権の存続期間は設定登録の日から10年である(商標法第24条)。連合および防護商標の存続期間はその基本商標に準ずる(同条)。

(2) 更新手続・期間等

台湾では更新時に実体審査を行う。更新時の審査内容は、第37条第1項第1号~8号のいずれかに該当するか否か、存続期間満了前に更新登録を申請する場合は、

申請前の3年間、登録商標を使用していたか否か、存続期間満了後に更新登録を申請する場合は、存続期間満了前の3年間、登録商標を使用していたか否か等を審査する(商標法第25条)。

商標権の存続期間満了前6月から満了日まで更新手続が可能である。満了後も6月以内であれば更新手続をすることができる(商標法第25条)。期間満了前の申請では4,000 新台幣ドル*、期間満了後の申請では8,000 新台幣ドルを納付する。

* 1 新台幣ドル=約3.4円、2003年3月現在。

2 - 9 . 手数料

主な手数料の額は、下記の通りである。

| | |
|--------------------|----------------|
| 1)拒絶理由通知に対する意見書の提出 | 不要 |
| 2)補正書の提出 | 補正内容によって料金が異なる |
| 3)拒絶査定に対する不服申立て | 不要 |
| 4)不使用取消審判請求 | 5,000 新台幣ドル* |
| 5)無効審判請求 | 5,000 新台幣ドル |
| 6)異議申立て | 2,500 新台幣ドル |
| 7)異議申立理由補充 | 不要 |
| 8)委任状の提出時 | 不要 |
| 9)その他 | 資料 - 3 を参照方 |

* 1 新台幣ドル=約3.4円。2003年3月現在。

2 - 10 . 使用許諾制度

(1) 通常使用権、専用使用権

現行商標法では、単に使用権が規定されているだけである(商標法第26条第1項)。日本のように「専用使用権」と「通常使用権」とを分けておらず、独占的または非独占的を問わず全て「使用許諾」となっている。

(2) 使用許諾の設定登録

台湾では、使用許諾について当局へ設定登録する制度を有する(商標法第26条第2項)。

(3) 商標権の存続期間を超えた使用許諾

存続期間を超えた使用許諾は認められていない。

(4) 使用許諾に関する設定登録の法的効果

現行法によれば、使用許諾は主務官庁(知的財産局)に登録しなければならず、登録しない者は第三者に対抗できない(商標法第 26 条第 2 項)。また使用許諾の登録をせず他人に使用させた場合、主務官庁(知的財産局)は期限付きで登録するよう命ずることができ、指令に従わない場合、商標権が取り消される可能性がある。

(5) 使用許諾の設定登録手続

設定登録には、契約証書や許諾証書等の原因書の提出が必要である。

(6) 再使用許諾について

再使用許諾を設定登録する制度を有している(商標法第 26 条)。再使用許諾の設定登録を行う時も上記「(5)使用許諾の設定登録手続」と同様に原因書の提出が必要である。

2 - 11. マドリッド協定議定書への加入予定

現在、マドリッド協定議定書に加入の予定はない。

2 - 12. オンライン商標出願

オンライン出願はまだ実施されていない。将来、実施する予定であるが、開始予定日は未定である。

2 - 13. 商標情報データベース

商標出願と商標登録のデータベースは既にインターネットにて一般に公開されている。言語は中国語である。

2 - 14. 今後注力する施策

特になし。

2 - 15. 日本特許庁に対する要望事項

特になし。

2 - 16 . 台湾の商標実務に対する日本企業の要望

(今回の調査に基づくコメントを、「」以下で付記した。)

- 1) 一出願多区分の制度でないため、審査の過程で区分が違ふということになると新たな出願をしなければならないことがある。

今後予定されている商標法の改正で一出願多区分制度が導入される予定である。

- 2) 指定商品・役務について上位概念の指定が認められず、かなり細かい商品・役務の指定を行わなければならない。
- 3) 指定商品は、一商標一出願一区分につき 20 個までしか基本料金内で認められない。
- 4) 審査において、無用と思われるような商品説明の指令や区分相違の指令を受けることが多い。
- 5) 審査官による、引例の類否性の判断が硬直的であり、例えば、英字 5 文字中 3 文字同一文字が並ぶものがあれば類似と判断されたことがある。また、漢字 3 文字中 2 文字が同じで拒絶されたことがある。
- 6) 拒絶理由等に対する応答期間が 30 日と短い。せめて 2 ヶ月にして欲しい(海外出願人の応答期間は、国内出願人と同じ)。
- 7) 連合商標の権利の満了日は、基礎出願の権利満了日と同日であり、連合商標の権利期間が短いために出願人は不利益を感じている。連合商標の権利期間が短くなってしまふため、登録後、数ヶ月で更新手続をしなければならないというケースもあり、費用負担、証拠書類の提出等の問題が多い。連合商標制度を廃止、連合商標の権利満了日を基礎出願のそれから独立、更新時の使用証明提出の廃止が好ましい。

今後予定されている商標法の改正では、連合商標制度は廃止される予定である。

- 8) 同意書(コンセント)制度を採用していない。新しい商標を多く使用したいので、もう少し柔軟に考えて欲しい。
- 9) 更新時の使用証明書提出が厳格すぎる。ハウスマーク等の商標において多くの商品を指定した権利の場合、全てに関し証明書を提出できない。

今後予定されている商標法の改正では、更新時の使用証明審査が廃止される予定である。

- 10) 更新時の登録証提出義務は煩雑であるので廃止して欲しい。
- 11) 使用許諾契約の設定登録手続が煩雑である。またライセンシーに当該商標が誰からライセンスされたのかを示すことが義務付けられており、結果的にライセンサー商

標登録表示と二重に記載することとなり、煩雑である。

(以上)